

介 寝たきり・認知症高齢者 介護慰労金を支給します

要介護高齢者の在宅生活の継続を図るため、介護慰労金を支給します。

▶申請締切：6/4(金)

▶支給対象者：次の①～④の全ての要件を満たす介護者

- ①市内に住所がある介護者
- ②令和3年4月1日までの1年間にわたり、寝たきり高齢者または認知症高齢者と同居している介護者
- ③過去1年間介護保険サービス（年間7日以内のショートステイの利用を除く）を受けなかった人を現に介護している介護者
- ④次のアとイの両方の条件を満たす高齢者を、同一家庭において、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間を通して在宅で常時介護した介護者

※ただし、介護されている人のショートステイ利用期間が7日を超える場合、または入院の期間が合計で90日を超える場合は支給対象外

ア 令和2年4月1日現在、65歳以上の高齢者（昭和30年4月1日以前に生まれた人）

イ 令和2年4月以前から、山梨市に住所を有する高齢者であって、かつ令和3年4月1日までの1年間にわたり寝たきり高齢者または認知症高齢者

○寝たきり高齢者…要介護度4、5または相当の状態にあり、寝たきりの基準に該当する高齢者

○認知症高齢者…日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMであり、認知症特有の症状（記憶障害や失見当）、周辺症状（攻撃的行動、自傷行動、徘徊、不穏興奮、不潔行動、失禁など）が一定以上の状態にある高齢者

☎介護保険課介護予防推進担当
内線 1233

i 地震に備えて耐震化を ～無料耐震診断受付中～

毎年、木造住宅耐震診断を実施しています。この機会にぜひ耐震診断を受けてください。

▶調査対象住宅

次のすべての条件を満たすもの

- ①昭和56年5月31日以前に建てられた住宅
- ②木造在来工法で建てられた住宅
- ③2階建て以下で延床面積300㎡以下の住宅（長屋および共同住宅は対象外）
- ④市内に住所を有する個人が所有する住宅で、かつ、その個人が現に居住している市内にある住宅（複数の住宅を所有している場合は、主に居住している1棟が対象）
- ⑤併用住宅については、延床面積の過半が住宅として使用されている住宅

※既に「わが家の耐震診断」を実施した住宅を除く

▶耐震診断実施費用：無料

▶申込方法：申込書（都市計画課にあります）に必要事項を記入し、提出してください。

※木造住宅耐震診断の結果、総合評価が1.0未満の既存木造住宅を耐震改修、建て替えをする工事が対象となる補助金もあります。

※受付件数には限りがあります。また、必ず着手前に申請・協議を行う必要があります。

▶申し込み・問い合わせ

都市計画課都市計画担当
内線 2244



i 市内施工業者による住宅 リフォーム工事費用を補助

居住環境の向上と経済の活性化を目的に、住宅リフォーム工事費の一部を補助します。

▶対象者：次の全ての条件を満たす人

○市の住民基本台帳に登録されている人、または市の空き家バンク制度を利用している人

○市税の滞納がない人

▶対象住宅：①自己が所有し、自らが居住している住宅

②店舗、事務所などの併用住宅は自己居住部分のみ

③市の空き家バンク制度に登録してある居住の用に供する住宅

▶対象工事：次の全ての条件を満たす工事

○対象住宅の増築、一部改築、改修、修繕、模様替え、設備工事など

○対象工事が10万円以上（消費税含む）の工事

○市内に本社のある会社または住所を有する個人事業主で、市税の滞納がない人が行う工事

○本市の他の補助金、または他の公共機関の補助金の対象とならない工事

▶補助額：工事金額の10%（千円未満切り捨て）かつ限度額10万円（耐震改修併用リフォームは20万円）

▶注意事項：・補助金交付決定前に着手した工事は対象とはなりません。

・建築後5年を経過した住宅が対象となります。

・補助は、同一住宅または所有者につき1回限りです。

・この補助は令和4年3月31日まで

※申込要件、申込方法、申請書様式などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

▶申し込み・問い合わせ

商工労政課商工労政担当
内線 2362

▶こちらは有料広告です



1年以内の結婚を考える方の 結婚相談所

本気の婚活パーティー開催
6/20(日) 14:00

本気の婚活 無料相談実施中

成婚実績で選ぶなら、短期成婚実績のステラ

結婚相談所ステラ
【甲府本社】
年中無休

055-249-8350



甲府市中央2-9-21 ファース甲府5-C 受付時間 10:00 ~ 18:00 公式HP

「広報やまなし」「市ホームページ」 有料広告募集中！

「広報やまなし」は、毎月13,500部を発行し、区を通して全戸配布するほか、公共施設や民間の店舗などへの設置、アプリでの配信を行っています。

「広報やまなし」や市内外への情報発信媒体「市ホームページ」をお店などのPRにぜひご活用ください。

☎政策秘書課広聴広報担当 内線 2418